

議会運営委員会

令和4年6月28日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 第90回9月定例会の日程等について
- (2) 第89回6月定例会の反省等について
- (3) 夏季休業期間中の会議室の開放について
- (4) 次年度以降の友好都市富良野市への議員団の派遣等について
- (5) その他
 - ア 理事者側への出席要請の範囲について
 - イ 議会における服装等について
 - ウ 地場産業議会について
 - エ 議員研修について
 - オ その他

3 その他

第90回西脇市議会 9月定例会の日程等について

記

1 招集予定日と主な議案

(1) 招集予定日

令和4年8月30日（火）午前10時

(2) 提出予定の主な議案

ア 補正予算（令和4年度一般会計ほか）

イ 歳入歳出決算（令和3年度一般会計ほか）

ウ その他

2 日程及び会期等

(1) 日 程

8月23日（火）午前9時30分から 議会運営委員会

26日（金）午前9時30分から 議案説明会

30日（火）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第1日）

（本会議終了後、資料請求調整会）

31日（水）正午 議案質疑通告締切

決算審査意見書に対する質疑締切

9月5日（月）午前10時00分から 本会議（第2日）

（本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）

（上記終了後、決算特別委員会質疑調整会）

6日（火）午前9時30分から 文教民生常任委員会

7日（水）午前9時30分から 総務産業常任委員会

8日（木）午前9時30分から 予算常任委員会

終了後 決算特別委員会

9日（金）午前9時30分から 決算特別委員会

12日（月）午前9時30分から 決算特別委員会

13日（火） 委員会予備日

14日（水）正午 一般質問通告締切

15日（木）正午 討論通告締切

（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催）

21日（水）午前9時30分から 議員協議会

午前10時00分から 本会議（第3日）

22日（木）午前10時00分から 本会議（第4日）

26日（月） 予備日

27日（火）午前9時30分から 議会運営委員会

(2) 会 期

8月30日（火）から9月26日（月）までの28日間

3 今後の日程について

6月29日（水）	午後1時30分から	北播衛生事務組合議会臨時会
7月5日（火）	午前9時30分から	文教民生常任委員会
	午後2時00分から	西脇多可行政事務組合議会臨時会
6日（水）	午前10時30分から	国際親善交流協会総会
	午後3時00分から	広報広聴特別委員会協議会
7日（木）	午後2時30分から	わかあゆ園議会臨時会
8日（金）	午後1時30分から	播磨内陸医務事業組合議会臨時会
11日（月）	午後2時00分から	群馬県安中市議会行政視察来訪 （総務産業常任委員会）
12日（火）	午前9時30分から	議員協議会
14日（木）	午後1時30分から	東播・淡路市議会議長会定例会 （淡路市）
15日（金）	午前9時30分から	総務産業常任委員会協議会
	午後1時30分から	加古川改修促進期成同盟会総会 （小野市）
18日（月・祝）	午後2時00分から	国道175号東播丹波連絡道路早期 実現促進大会
20日（水）	午後0時30分から	市町村議会議員研修（JIAM／自治 体決算の基本と実践）（～7/21）
	午後1時30分から	兵庫県市議会議長会総会 （南あわじ市）
21日（木）	午前9時30分から	議会運営委員会
26日（火）	午後1時30分から	近畿市町村広報セミナー（～7/28）
27日（水）	午後1時30分から	愛媛県西条市議会行政視察来訪 （議会運営委員会）
	午後1時30分から	北はりま消防組合議会臨時会
28日（木）	午前10時30分から	愛知県みよし市議会行政視察来訪 （議会運営委員会）
8月1日（月）	午前10時00分から	文教民生常任委員会行政視察訪問 （大阪市東成区）
	午後1時30分から	三重県いなべ市議会会派視察来訪 （総務産業常任委員会）
2日（火）	午前9時30分から	文教民生常任委員会
3日（水）	午後1時30分から	岐阜県郡上市議会行政視察来訪 （広報広聴特別委員会）
4日（木）	午後1時30分から	島根県雲南市議会行政視察来訪

		(議会運営委員会)
5日 (金)	午前9時30分から 午後2時00分から	総務産業常任委員会 国道175号整備促進期成同盟会総 会
8日 (月)	午前10時00分から	京都府亀岡市議会行政視察来訪 (議会運営委員会)
9日 (火)	午前9時30分から	議員協議会
10日 (水)	午前11時00分から 午後2時00分から	加古川中流域整備促進期成同盟会 及び国道427号(都)西脇上戸田 線整備促進期成同盟会合同総会 北播磨ハイランド・ふるさと街道 整備促進期成同盟会総会(加西市)
16日 (火)	午後1時30分から	洲本市議会行政視察来訪(広報広 聴特別委員会)
23日 (火)	午前9時30分から	議会運営委員会
26日 (金)	午後2時00分から	主要地方道西脇八千代市川線整備 促進期成同盟会総会(市川町)
27日 (土)	午後3時00分から	日本のへそ西脇夏まつり
31日 (水)	午前10時00分から	都市計画審議会

【議会運営委員会資料2】

動議提出の際の進行について

1 これまでの西脇市議会の例による進行

A議員：議長、動議

議長：A議員

A議員：先ほどのB議員の発言に誤解した部分がありますので、発言の取消を求めます。

C議員：賛成

議長：ただいま、A議員から、B議員の発言の取消を求める動議が提出され、所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

本動議をあわせて議題とします。

提出議員の説明を求めます。

A議員：～提案内容の説明～

議長：説明は終わりました。

本案に対するご質疑はありませんか。

(質疑～答弁)

議長：それでは採決します。

本動議について、賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者なし)

議長：ただいま、A議員から、B議員の発言の取消を求める動議が提出されましたが、賛成者がないので、本動議は不成立といたします。

2 他市議会の例による進行

A議員：動議を提出します。

先ほどのB議員の発言に誤解した部分がありますので、発言の取消を求めます。

(以下、賛成議員の有無により、上記と同様に進行)

※ 動議の概要説明の後、速やかに「賛成」の声がない場合、議長から挙手等により賛成者の有無の確認はできないものではないが、賛成誘導とならないよう、自発的な発言により進行することが望ましいこと。

また、動議に対する賛成の発言は、動議の概要が分かった段階で行うべきであることを全国市議会議長会に確認しています。

令和4年度会議室の開放（学習用）実施要領

1 趣 旨

夏季休業期間中の学生等に対する自主学習スペースの提供と議会をより身近に感じてもらうことを目的に実施する会議室の開放について必要な事項を定めるものとする。

2 実施時期等

令和4年7月21日（木）から8月31日（水）まで（土日・祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（会議室の利用予定がない時間帯に限る。）

3 対象者

中学生以上の生徒、学生

4 実施場所

市議会 会議室（市庁舎西棟 228会議室）

5 定員

10人

6 利用ルール

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底（適切なマスク着用、手指消毒等）を図ること。
- (2) 飲食は禁止（水分補給用のペットボトル等の持込み可）とする。
- (3) 私語や携帯電話の使用等、他の人に迷惑をかけること。
- (4) 貴重品の管理は各自で行うこと。（自己責任）
- (5) 椅子、机等の備品は丁寧に取扱うこと。
- (6) ゴミは各自で持ち帰ること。
- (7) 会議室以外の部屋へは入室しないこと。

7 周知方法

- (1) 防災行政無線
- (2) 市議会フェイスブックページ
（1週間の利用可能日とその前週にお知らせし、変更が生じた場合は、その都度更新する。）
- (3) みらいえ及びドウジアムの学習室、オリナスラウンジへの案内掲示
- (4) 議会だより8月発行分への記事掲載

8 その他

- (1) 議員控室は施錠し、使用時のみ開錠する。
（控室の鍵は事務局内の出退勤表示板の隣に保管する。）
- (2) ロープパーティションを配置し、各諸室への立入りを制限する。
（議場は、扉を開けてパーティションを配置する。）

理事者側の出席者について（その2）

1 現行の取扱い

定例会・臨時会の区別なく、出席者名簿（常時出席者）を作成し、総括的に出席を求めている。

2 地方自治法の規定

（長その他役員等の出席義務）

第 121条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、**議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは**、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

2 第 102条の2 第1項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(1) 概説

本条は、長等に議場出席義務が生じる要件（1項本文）とともに、同義務が解除される場合の要件と手続（1項ただし書）、そして、通年会期の議会である場合における議長の配慮義務（2項）について定める。

(2) 本条の趣旨

本条1項本文は、長その他の執行機関が議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは議場に出席しなければならないものとしているが、このことは、反面、長その他の執行機関が当然に議会に出席することができるわけではないことを示す。したがって、原則として、長その他執行機関は議会に出席することができず、議長から議会の審議に必要な説明のため出席を求められたときに限って議場に出席しなければならないとされている。

なお、平成18年改正以前の本条は、長等に議場出席義務が発生する場合を、「説明のため議長から出席を求められたとき」としていた。しかし、長等の議場出席が行政執行の効率性に与える影

響については、従来から種々の議論がなされていたところであり①第28次地方制度調査会は、「議会審議に執行機関側が出席するのが通例となっているが、議員同士による議論をより積極的に推進すべきである」としていた。これを受けて、平成18年の本法改正が、「議会の審議に必要な」という文言を挿入し、長等に出席義務が発生する場合を限定したという経緯がある。

それでも、長等の負担増大に対する強い懸念が全国知事会等から表明され、第30次地方制度調査会は、「地方公共団体を代表する立場にある長の円滑な職務遂行に配慮し、一定の手続を経た場合にも長等の出席義務を免除することができるようにすべきである」と提案する。これを受けて作成された「地方自治法の一部を改正する法律案」に、本条1項ただし書の定めを内容とする改正案が盛り込まれた。

(3) 説明のための委任、嘱託

執行機関が何人に説明の委任又は嘱託をするかどうかについては、議会は関与することはできず、執行機関の任意であると解されている。したがって、議会が補助機関たる職員を指名して説明のため出席を求めることは妥当でないが、あらかじめ執行機関において委任又は嘱託をした職員の範囲について議会に通知してあるような場合においては、議会が指名することも差し支えはないであろう。

3 近隣の状況

団体名	定例会	臨時会*	備考
明石市	ほぼ全員	関係部署	臨時会のみ都度決定
加古川市	〃	〃	都度決定
三木市	〃	〃	〃
高砂市	〃	ほぼ全員	当初決定。臨時会も同様（関係部署のみに変更する場合等は議運で判断）
小野市	〃	関係部署	都度決定
加西市	〃	ほぼ全員	都度決定（コロナ禍のみ限定）
加東市	〃	関係部署	都度決定
洲本市	〃	ほぼ全員	都度決定（コロナ禍のみ限定）
南あわじ市	〃	関係部署	都度決定
淡路市	〃	ほぼ全員	都度決定

(R 4.5 聞取り)

* 改選後初めての臨時会を除く。